

No.37 香川県

県番号	地域No	単価地区名	摘要
37	1	長尾(1級)	さぬき市 多和を除く全域 東かがわ市 川股(字千足、宇下所)、入野山・五名を除く全域 三木町(大字池戸、大字井上、大字平木、大字鹿伏、大字氷上、大字上高岡、大字下高岡、大字田中、大字朝倉、大字鹿庭、大字井戸)
	2	長尾(2級)	さぬき市 多和 東かがわ市 川股(字千足、宇下所)、入野山、五名 三木町(大字奥山、大字小養)
	3	高松(1級)	高松市(塩江町・島嶼部を除く全域)
	4	高松(2級)	高松市塩江町
	5	小豆(1級)	小豆島町(片城全域、木庄全域、草壁本町全域、坂手全域、笛羽全域、馬木全域、橘全域、田浦全域、古江全域、堀越全域、岩谷(2級地以外)、安田(2級地以外)、神懸通(2級地以外)、西村(2級地以外)、池田(2級地以外)、蒲生全域、中山(2級地以外)、室生全域、二面全域、吉野全域、蒲野全域、神浦全域 土庄町 島嶼部及び2級地を除く全域
	6	小豆(2級)	小豆島町 吉田、福田、当浜 ・岩谷(字險岨山(乙)、字中山(乙)、字森谷(乙)、字東山(乙)、字天狗山(乙)、字川向(乙)、字丁場(甲)、字南谷(甲)、字亀崎(甲))、 ・安田(字險岨山(乙)、字城ノ前(乙)、字クダテ(乙)、字仲八夕(乙)、字蛇里ノ上(乙)、字清滝(乙)、字船石(乙)、字極ヶ谷(乙)、字三五郎川(乙)、字清田谷(乙)、字信清(乙)、字榎滝(乙)、字平野(乙)、字小見山(乙)、字大谷(乙))、 ・神懸通(字險岨山(乙)、字越恵谷(乙)、字佛谷(乙)、字明石(乙)、字高瀬(乙)、字猪)
	7	中讃A(1級)	坂出市全域(島嶼部を除く全域) 丸亀市(綾歌町、飯山町) 綾川町(小野全域、萱原全域、北全域、陶全域、千疋全域、滝宮全域、畑田全域、羽床下全域、山田上全域、山田下全域、牛川全域、羽床上全域 粉所東(2級指定以外)、粉所西(2級指定以外)、東分(2級指定以外)、西分(2級指定以外) 宇多津町全域
	8	中讃A(2級)	綾上町 ・粉所東(字木地伐、字林境、字笹ノ丸、字影、字大下、字弘法、字孫浦、字廻当、字龍頭谷、字西ノ谷、字山犬谷、字獅子鼻、字末子所、字道割谷、字一ノ谷、字唐戸谷、字浦の谷、字日浦、字川成、字宮下、字庄坂、字日吉、字山神、字白土、字坂川、字田尾、字堂面、字小谷、字若狭、字永富、字貞重、字下田井、字横谷、国有林の一部) ・粉所西(字西始、字西田尾、字美之谷、字西本谷、字相口始、字サス谷、字赤羽、字相口、字柿佐古、字萱之道上、字信ヶ原、字新名、字立石、字向山、字小丸、字高山、字横谷、字深田、字上新田、字新名尾)
	9	中讃(B1級)	丸亀市(綾歌町・飯山町・島嶼部を除く全域) 善通寺市全域、琴平町全域 多度津町(島嶼部を除く全域) まんのう町(2級地以外)
	10	中讃(B2級)	まんのう町 川東、造田、中通 旧仲南町地内(字中川原、字北山、字和田、字上名、字脚谷、字馬場、字峰、字脇野、字堀田、字土居、字宮前、字百々崎、字百々前、字百々、字下名、字地藏前、字八丁、字上り尾、字西屋谷、字尾の瀬、字日野裏、字多治川、字前山、字川南下、字多治川口、字川南上、字柞多尾)
	11	西讃(1級)	観音寺市(島嶼部及び2級地を除く全域) 三豊市島嶼部及び2級地を除く全域)
	12	西讃(2級)	観音寺市(栗井町奥谷逆瀬、大野原町海老濟、大野原町有木、大野原町田野々、大野原町内野々、大野原町井閑) 三豊市(山本町河内(文ヶ谷、峰ヶ谷、正体、轟口、菅ノ谷))

県番号	地域No	単価地区名	摘要
	13	高松(3級)男木島	男木島
	14	高松(3級)女木島	女木島
	15	高松(3級)直島	直島
	16	高松(3級)大島	大島
	17	小豆(3級)豊島	豊島
	18	中讃(A3級)与島	与島
	19	中讃(A3級)櫃石島	櫃石島
	20	中讃(B3級)本島	本島
	21	中讃(B3級)広島	広島
	22	中讃(B3級)手島	手島
	23	中讃(B3級)小手島	小手島
	24	中讃(B3級)牛島	牛島
	25	中讃(B3級)高見島	高見島
	26	中讃(B3級)佐柳島	佐柳島
	27	西讃(3級)粟島	粟島
	28	西讃(3級)志々島	志々島
	29	西讃(3級)伊吹島	伊吹島